

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	産業振興部
監査の種類	令和3年度 定期監査（3監第34号 令和3年7月9日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年10月5日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 支出事務（その1） 補助金の交付事務において、前年度決算書の添付がないまま受理し、交付決定を行っている例が認められた。 併せて、補助金交付要綱に定める期日までに申請書が提出されていない例も認められた。	令和3年 10月5日
2 支出事務（その2） 交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払いをしている例が認められた。	令和3年 10月5日
3 契約事務（その1） 契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。	令和3年 10月5日
4 契約事務（その2） プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。	令和3年 10月5日
意見又は要望とする事項	
支出事務（いわき市競輪選手育成強化事業補助金の額にかかる調査方法の見直しについて）	令和3年 10月5日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務（その1）</p> <p>補助金の交付事務において、前年度決算書の添付がないまま受理し、交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>併せて、補助金交付要綱に定める期日までに申請書が提出されていない例も認められた。</p> <p>【事例1】産業創出課</p> <p>※ いわき市産業イノベーション創出支援事業補助金に係る交付申請書の提出期日は、交付要綱第4条の規定により、補助対象事業を行おうとする日前10日とされており、補助事業の着手予定日が令和2年7月6日である場合は、同年6月26日が提出期日となるが、6月30日に提出されていた。また、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例5件あり】</p> <p style="text-align: right;">（産業創出課）</p> <p>【事例2】商業労政課</p> <p>※ いわき市商工業活性化事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例6件あり】</p> <p style="text-align: right;">（商業労政課）</p>	<p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市産業イノベーション創出支援事業補助金市補助金交付要綱第4条第1項第3号に規定する期限内に交付申請書が提出されなかったこと、また、市補助金交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま補助金の交付申請を受理し、交付決定をしてしまった原因は、事務処理を行う上で、例規等の理解、例規に基づくチェックが不十分であったことによるものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>今後は、同様の誤りがない様に、例規における規定内容の理解及び確認を徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市補助金等交付規則第4条第1項第3号に規定する前年度決算書の添付がないまま補助金の交付申請を受理し、また、交付決定を行ったことは、担当者の確認不足と組織としてのチェック体制が機能していなかったことにより、発生してしまったものです。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>今後は、同様の誤りがない様に、例規における規定内容の理解及び確認を徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めて参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>2 支出事務（その2）</p> <p>交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払いをしている例が認められた。</p> <p>※ 公営競技事務所長交際費について、「第47回北日本地区プロ大会市長副賞」に係る協賛金・賛助金の前渡資金受領日が7月13日であったにもかかわらず、受領日以前の7月11日に支払がされており、職員による一時立替払が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（公営競技事務所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>支出にあたり、曜日の確認を失念し資金前渡口座からの払出ができなかったため、職員による立替となってしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>支出にあたっては、支出予定をスケジュール化するとともに、複数人での確認を行うなど、適切な事務執行に努めて参ります。</p>
<p>3 契約事務（その1）</p> <p>契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。</p> <p>※ あんしんコロナお知らせシステム導入・運用業務委託の契約事務においては、市財務規則第136条第4項第4号を適用し、契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間における契約実績の内容等の確認が適切に行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（産業創出課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>あんしんコロナお知らせシステム導入・運用業務委託の契約事務において、過去2年間における契約実績の内容等の確認が適切に行われず、市財務規則第136条第4項第4号を適用し、契約保証金の納付を免除してしまった原因は、事務処理を行う上で、例規等の理解、例規に基づくチェックが不十分であったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は、同様の誤りがない様に、例規における規定内容の理解及び確認を徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めて参ります。</p>
<p>4 契約事務（その2）</p> <p>プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（商業労政課）</p>	

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>【事例1】</p> <p>※ プロポーザル方式の実施において、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行ったうえで、参加の可否を判断することとされている。</p> <p>おためしインターンシップ体験ツアー業務委託にかかるプロポーザルの実施においては、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させておらず、警察に対し暴力団等の該当性情報の照会が行われていなかった。また、第8条第4項及び第6項に規定する参加資格審査の結果通知も行われていなかった。</p> <p>【事例2】</p> <p>※ いわき魅力再発見WEBプロモーション事業業務委託にかかるプロポーザル方式の実施においては、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させておらず、警察に対し暴力団等の該当性情報の照会が行われていなかった。</p> <p>また、第8条第1項に基づく周知については、参加申込期間の初日の10日前までに実施することとされており、急を要する場合にあっては、同条同項ただし書きにより、参加申込期間の初日の5日前までの実施とすることができるとされているが、公告は参加申込期間の初日の4日前に実施されていた。</p>	<p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>プロポーザルの実施において、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させておらず、警察に対し暴力団等の該当性情報の照会が行われていなかったことと、第8条第4項及び第6項に規定する参加資格審査の結果通知も行われていなかったことは、いずれもプロポーザルのガイドラインを確認せず、手続きを行っていたため生じたものであり、担当者の失念と課全体のチェック体制が機能していなかったことによるものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>今後は、事務手続きに誤りがないように、ガイドライン記載内容の徹底確認を実施するとともに、課全体のチェック体制の強化を行い適切な処理に努めて参ります。</p> <p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等に該当しない旨の確認がなされていなかったこと、また、公示期間について、本来であれば参加申込期間の初日の5日前までに公告しなければならないところ、申込初日を含めて5日間（参加申込期間の初日の4日前）の公告になってしまったことは、いずれもいわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに対する理解不足によるものと考えております。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>今後は、同様の誤りが発生しないよう、ガイドライン記載内容の徹底確認を実施するとともに、組織内のチェック体制を強化し、適切な事務執行に努めて参ります。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 支出事務(いわき市競輪選手育成強化事業補助金の額にかかる調査方法の見直しについて)</p> <p>競輪事業の振興を図るため、競輪選手の育成強化に資する事業に対する市補助事業は、いわき市競輪選手育成強化事業補助金交付要綱において対象事業及び金額等を定めており、補助金の額は「訓練に係る事業に要する経費の2分の1以内の額と、各支部に所属する選手数に21,000円を乗じて得た額とを比べ、いずれか少ない額」とされている。</p> <p>訓練に係る事業に要した経費については、実績報告書とともに提出される収支決算書により、また、各支部に所属する選手数については、提出された名簿によりそれぞれ確認を行っているが、これまで、事業に要する経費の2分の1以内の額で補助金が交付された例はない。</p> <p>補助金額の確定にあたり、収支決算書の確認は厳密に行われるべきであるが、その内容に疑義があれば口頭により聞き取りを実施しているものの、根拠となる領収書等関係資料の提出を求め、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについての調査が行われていないため、補助金交付における公平性や透明性の確保という点で疑問がある。</p> <p>補助金は、事業目的を効率的に実現するための有効な手段として、公益上の必要がある場合に支出できるものであり、その金額の確定に当たっては市民への説明責任を果たす必要がある。公営競技事務所においては、市補助金等交付規則第13条に基づく、補助事業の額の確定にかかる調査の方法を見直し、補助事業の適正な実施に努められたい。</p> <p>(公営競技事務所)</p>	<p>現在、中央団体等を含む業界全体で地域密着型選手の育成が中長期計画において課されております。いわき市競輪選手育成強化事業においては、日本競輪選手会及び、(公財)JKAと協議のうえ、主に強化合宿費用や、トレーニング機材の購入費等に充てられているところです。</p> <p>強化合宿の実施にあたっては、いわき平競輪場施設を利用するなかで、参加人数によるものの競輪開催時の利用単価に大きな乖離がない事から適正であると認めていました。また、トレーニング機材の購入等においても疑義があれば口頭による確認をおこなってきたところです。</p> <p>今後は、領収書等、根拠資料の提出を求め、その内容を確認することで、適切、適正な支出に努めて参ります。</p>